

(様式6)

(変更)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

法令名	電気工事士法	根拠条項	4-6	資料番号	70	担当課	消防防災安全課
				不利益処 分の種類	電気工事士免状の返納命令		
<p>○電気工事士法（昭和三十五年八月一日法律第百三十九号） （電気工事士免状） 第四条 6 都道府県知事は、電気工事士がこの法律又は電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第二十八条第一項の規定に違反したときは、その電気工事士免状の返納を命ずることができる。</p> <p>○電気用品安全法（昭和三十六年十一月十六日法律第二百三十四号） （使用の制限） 第二十八条 電気事業法第二条第一項第十七号に規定する電気事業者、同法第三十八条第三項に規定する自家用電気工作物を設置する者、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第二条第四項に規定する電気工事士、同法第三条第三項に規定する特種電気工事資格者又は同条第四項に規定する認定電気工事従事者は、第十条第一項の表示が付されているものでなければ、電気用品を電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物の設置又は変更の工事に使用してはならない。</p>							